

第43号議案

中間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中間市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中間市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(資本剰余金の処分)

第4条の2 法第32条第3項の規定に基づき、水道事業に関し、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積金額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じるときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができるものとする。

第2条 中間市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成24年10月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

中間市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前
<p>本則</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p><u>第4条の2 法第32条第3項の規定に基づき、水道事業に関し、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積金額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じるときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができるものとする。</u></p>	<p>本則</p> <p>(新設)</p>

中間市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前
<p>本則 (削る)</p>	<p>本則 <u>(資本剰余金の処分)</u> <u>第4条の2 法第32条第3項の規定に基づき、水道事業に関し、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積金額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じるときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができるものとする。</u></p>